市街化区域内に農地をお持ちの皆様へ

生産緑地制度に関するお知らせ

- 千葉市では「千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を令和元年9月24日に公布・施行し、**300㎡以上の農地等**で条件が整えば、生産緑地に指定できることになりました。
- これに合わせて生産緑地の新規・追加指定申出の受付を始めました。

生産緑地とは

生産緑地とは、市街化区域内において、緑地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画で決定するものです。

生産緑地に指定されると、

- ✓ **農地等として適正に管理・保全する義務が生じます。**
- ✓ **相続税等の納税猶予や固定資産税等が農地課税になるなど、税制特例措置が受けられます。**

生産緑地の指定要件について

生産緑地の指定を受けるには、次の要件が必要です。

① 現に農業の用に供されていること

・農地として適正に肥培管理されていること。

② 面積が一団で300㎡以上の農地等であること

・単独もしくは組合わせて、一団で300㎡以上の土地であること。

・幅員が6m以下の道路等で介在していても一団として認められます。

詳しくは、うら面をご覧ください

③ 農業の継続が可能であること

千葉市
CHIBA CITY

一団の考え方

イメージ図

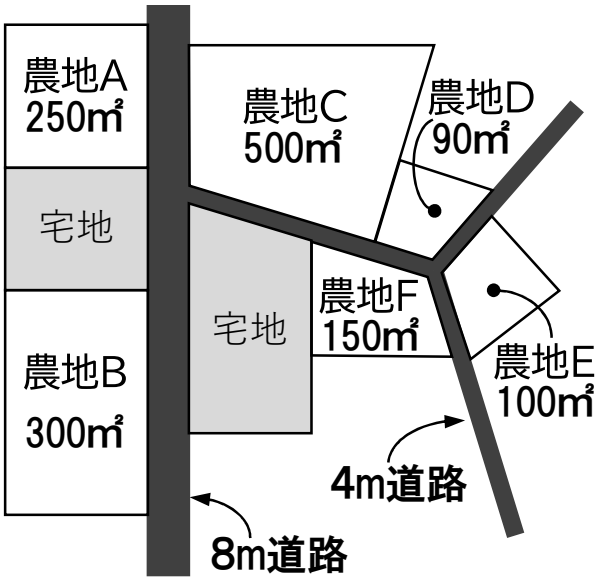

✓ 筆単位で指定しますので、筆の一部の指定を希望する場合は、**分筆**をお願いします。

✓ 農地等利害関係人（土地所有者等）**全員の同意**が必要です。

指定できるパターン（例）

- **農地Ｂ単独**
- **農地Ｃ単独**
- **農地Ｃと農地Ｄ**の組合せ
- **農地Ｃと農地Ｆ**の組合せ
- **農地Ｄと農地Ｅと農地Ｆ**の組合せ

指定できないパターン（例）

＜単独の場合＞

- **農地Ａ**
- **農地Ｄ**
- **農地Ｅ**
- **農地Ｆ**

＜組合せの場合＞

- **農地Ａと農地Ｂ**
- **農地Ａと農地Ｃ**
- **農地Ｃと農地Ｅ**
- **農地Ｄと農地Ｅ**
- **農地Ｄと農地Ｆ**
- **農地Ｅと農地Ｆ**

提出書類と指定までの流れ

◎ 生産緑地の指定を希望される方は、事前相談（随時受付）をお勧めします。

- 指定を希望する農地の位置・所有者がわかるものをご持参ください。
- 条件により**指定できない場合もあります**のでご了承ください。

指定までの流れ

① 1月末まで 仮受付
（2月以降の受付は、翌年の指定になります）
② 5月頃まで　現地調査（市で現地を確認します）
③ 5月末 指定の可否判断を通知
④ 5月末 指定申出書一式の提出
⑤ 11月頃 都市計画審議会に諮問
⑥ 12月頃 生産緑地地区の都市計画の決定告示

提出書類等

- □ **指定申出書**
- □ **指定同意書** ※
- □ **指定申出農地等明細書**
- □ **営農概要書**
- □ **公図の写し、全部事項証明書**
- □ **都市図**
（行政資料室で販売しています）

本人確認書類の提示

※ **指定同意書**は、申請者と共有持分を含む、農地等利害関係人**全員分**が必要です。

問い合わせ先
千葉市 都市計画課 都市施設班　（電話）043-245-5349

千葉市　生産緑地地区　検索